

令和5年6月吉日

各位

大 会 長 森山和幸  
(公財)飯田市スポーツ協会代表理事  
飯田地区剣道連盟会長 福澤則雄

## 第43回 飯田市中心道沿線都市親善剣道大会開催要項

中央自動車道沿線都市の親善を目的として下記要項により第43回大会を開催致します。  
4年ぶりの開催となります、ご多忙のことと存じますが、貴市町村代表チームの参加についてご配慮  
いただきたくお願い申し上げます。

- 開催日時 令和5年8月6日(日)午前9時開催 8:30から審判監督会議
- 会場 飯田市武道館(飯田市宮の前 TEL 0265-24-8090)
- 種目 一般男子の部・一般女子の部・55歳以上(男女)の部  
(大学生、高校生は含まない)
- 参加資格 男女とも有段者であること。年齢は大会前日を基準とする。  
裏面ガイドラインを確認の事。
- 競技方法 トーナメント方式、3本勝負で試合時間3分とし引き分け制度を設ける。  
(試合時間は都合により変更することもあります。予めご了承願います。)
- チーム ①1チーム 55歳以上男女3名、男子5名、女子3名、補員1名  
男子チームへの女子混成可  
②称号、段位の制限をしない。  
③55歳以上は男女混成可、55歳未満の部への出場は可能とする  
但し両方へのエントリーはできない。  
④チーム編成は年齢の若い方を先鋒とし年齢順序に並べること。
- 審判員 ①審判員は選手を兼ねることができません。六段以上の方の登録をお願いします。  
②審判員は、剣道着・袴を着用のこと。  
③審判旗をお持ちの方はなるべく持参願います。  
④審判員には昼食を用意します。
- 賞 優勝盾、準優勝盾、上位3位まで賞状
- 参加料 男子 5,000円/チーム、女子 3,000円/チーム、55歳以上 3,000円/チーム  
参加料は原則として銀行振込とし、振込料は各団体でご負担願います。  
振込先: 八十二銀行 飯田東支店(店番号 590)  
口座番号: (普通)194676 口座名義人: 飯田地区剣道連盟
- 昼食申込み 1名につき700円を参加料とともに振込みのこと。  
(近くに食堂がありませんので、弁当持参頂くか又は申込をお願いします。)
- 申込み方法 申込締切 令和5年7月19日(水)必着  
①申込書 ②総括表 ③参加料振込明細書のコピー を同封して下記まで郵送
- 申込み場所 〒399-3202 長野県下伊那郡豊丘村神稲347-2  
飯田市中心道沿線都市親善剣道大会  
事務局 唐沢徳幸 携帯 090-4230-2653
- 目印(たすき) 選手用目印(紅白たすき)を持参すること。

## 14 選手名表

下記の選手名表を当日受付に提出して下さい。  
選手名表は、模造紙六切りで縦書きに記入して下さい。

男子 チーム	先鋒 次鋒 中堅 副将 大将					18cm
	チーム名	氏名	氏名	氏名	氏名	
79cm						
女子 5歳 及び 以上 チーム	先鋒		中堅		大将	18cm
	チーム名	氏名		氏名	氏名	
79cm						

(縦線は記入しないこと。字体は楷書で太字とすること。姓のみ書き、同姓のある場合は一字かっこ書きのこと。)

## 15 その他

- ①参加者はスポーツ保険に加入すること。
- ②試合終了後、恒例の合同稽古を致しますので、審判員もご参加下さい。
- ③**大型バスで来場される場合は、駐車場の関係上、事前に連絡願います。**

### 【大会出場及び運営についてのガイドライン】

1. 以下に該当する者は出場(関係者は参加)できない。

(ア) 基礎疾患のある者

- 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。
- 基礎疾患ある者の出場(参加)は、主治医の承認を得るものとする。

(イ) 発熱のある者(一般的には37.5度以上ある者をいう)

(ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者

(エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2. 選手は、面マスク又はシールド及び家庭用マスク(関係者は家庭用マスク)を持参する。

選手は、試合時には面マスク又はシールド着用それ以外(開閉会式中、試合開始までの待機中等)は家庭用マスクの着用にご協力下さい。試合時以外でも面マスクを着用する予定の選手は、面マスクのみの持参で可と致します。

4. 会場内ではすべての方が常時マスク着用にご協力願います。

5. 審判員は審判時はマスクなし、控えではマスク着用にご協力ください。

6. 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法を適用します。